

3. 水道メーター

【水道メーターの設置】

- (1) メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。(加茂市水道給水条例第16条第2項)
- (2) メーターは、給水栓に直結するものについては、専用給水装置又は共用給水装置ごとに設置し、受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに設置する。(加茂市水道給水条例施行規程第5条)ただし、受水槽を設ける集合住宅等で市長が必要であると認めた場合には、住宅ごとに設置しなければならない。

(3) 1給水装置

図-1にそれぞれのメーター設置例を示す。

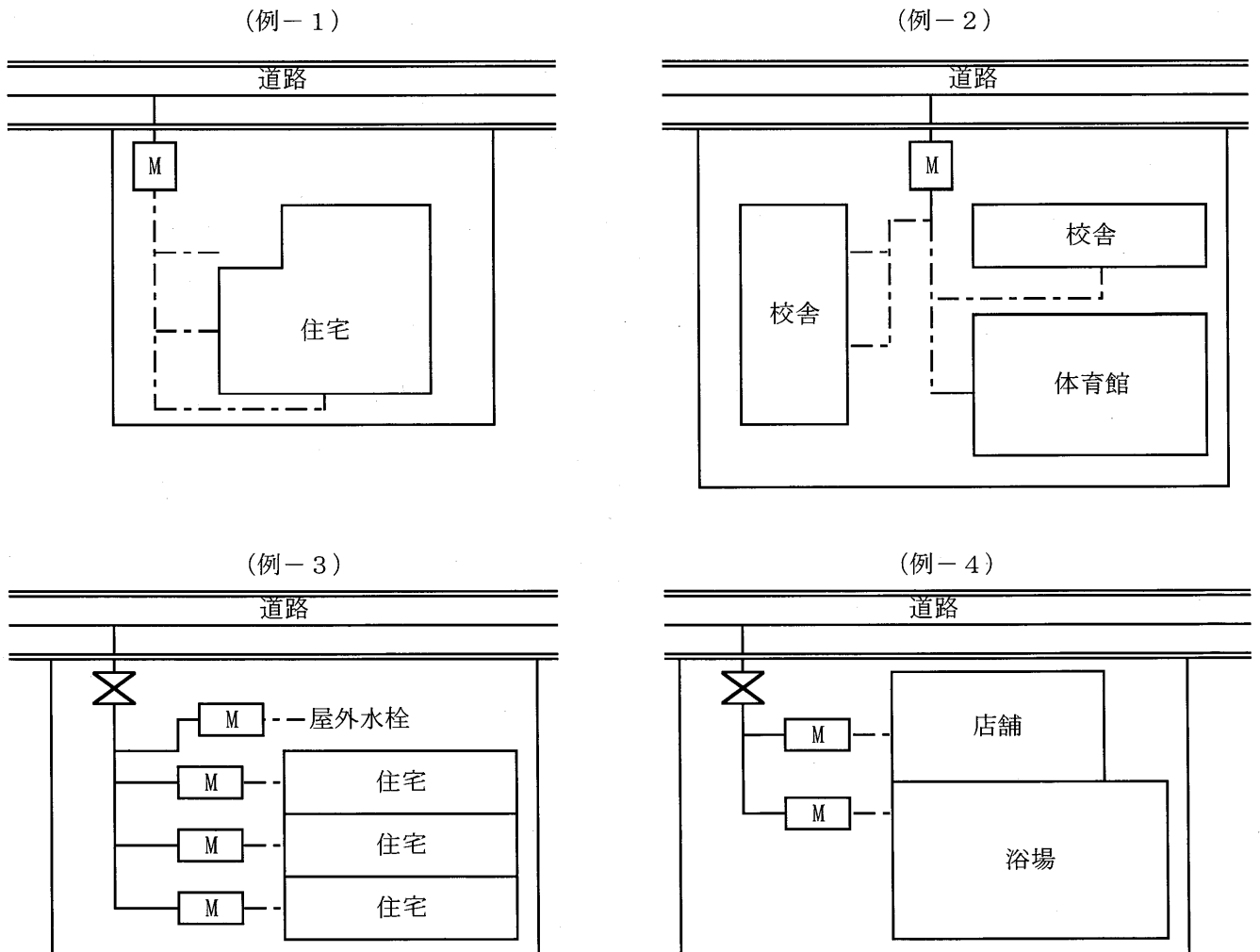
(例-1) メーターは、1世帯又は1個所ごとに1個を設置する。

(例-2) ただし、同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく1個のメーターを設置する。(学校、病院、工場、倉庫、車庫、駐車場など)

(例-3) 1つの建築物であっても、構造上2戸以上の住宅又は店舗や事務所として独立して使用されているものについては、それぞれに1個のメーターを設置しかつ止水栓を1個を設置する。(アパート、ショッピングセンター、テナントビルなど)

(例-4) 料金体系が異なるものについては、それぞれに1個のメーターを設置する。

図-1



ただし、加茂市上下水道課が管理する区域は、例1・2については水道メーターまでとし、例3・4については、第1止水栓までとする。また、その他の場合は、加茂市上下水道課と協議のこと。

【水道メーターの設置留意点】

- (1) 道路と宅地の境界に近接する場所で、給水装置所有者の宅地内とする。原則として境界から1 m前後とする。
- (2) 検針、取替え及び維持管理が将来ともに容易に行えるよう十分考慮し設置すること。(駐車スペース、自転車置場等、メーターの周囲や上に物を置くことが考えられる場所には設置しない。)
- (3) 雨水及び汚水等が流れ込む恐れのない場所に設置し、常に乾燥しており、汚染及び凍結が生じないようにすること。
- (4) 給水栓より低い位置で、水平に取付け、逆取付けに注意すること。
- (5) アパート等で複数戸に給水する場合には、設置されたメーターと各部屋との対応関係が分かりやすいよう設置するとともに、現地での設置に際しては十分に注意すること。

【磁気活水器等の取扱いについて】

給水装置の外側に取付ける磁気活水器等は、給水装置に該当はしないが、メーターボックス内に取り付けた場合、メーター取替の支障になるほか、磁力による計量への影響が懸念されるため、メーターボックス内には設置せず、メーターから50 cm以上の距離をとって、計量やメーター取替の支障にならない位置に設置すること。